

監 査 公 表

令和3年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年1月9日

高知市監査委員 細川哲也
高知市監査委員 金子努
高知市監査委員 高木妙
高知市監査委員 藤川裕介

令和3年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置等の状況は、下記のとおりである。

記

指摘事項等	措置状況
<p>健康福祉総務課</p> <p>第2 外部監査の結果</p> <p>4 避難場所・避難所</p> <p>(7) 外部監査の結果</p> <p>イ 外部監査の結果及び意見</p> <p>① 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所は十分に確保されているか</p> <p>L 2時の収容可能人数は、現在の指定福祉避難所の収容可能人数に比して、約17,000人分が不足している。指定福祉避難所の指定を引き続き積極的に進める、指定一般避難所の一部を要配慮者支援スペースとして活用するなどして、指定一般避難所に指定福祉避難所と同様の機能を持たせるなどの施策をより一層推進するべきである。</p>	<p>健康福祉総務課</p> <p>第2 外部監査の結果</p> <p>4 避難場所・避難所</p> <p>(7) 外部監査の結果</p> <p>イ 外部監査の結果及び意見</p> <p>① 法令、ガイドライン及び地域防災計画の規定に照らして、指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所は十分に確保されているか</p> <p>指定福祉避難所の確保に向けては、社会福祉施設や特別支援学校等と継続的に交渉を行っており、令和7年度は新たに2施設を指定しました。未指定の施設等につきましても、指定に向けた協議等を行っておりますが、各施設では発災時に入居者や利用者の生活及び安全確保が優先されるため、可能な限りでの協力や理解の促進に向けた交渉を継続しております。また、令和6年1月に発生した能登半島地震では、福祉避難所として開設できた施設数が想定を大きく下回り、要配慮者への十分な生活環境の提供が困難になったことからも、発災時に1施設でも多くの福祉</p>

	<p>避難所が開設できるよう、引き続き交渉を進めるとともに、福祉避難所運営マニュアルの整備・見直しなどの対策にもすでに着手しております。併せて、一般避難所内における要配慮者スペースの活用に向け、防災対策部が主体となり、地域住民等と避難所運営マニュアルの見直しを継続して行っております。今後も防災対策部と連携し、大規模災害時ににおける要配慮者のよりよい生活環境の確保・整備に向け、努めてまいります。</p>
<p>子ども育成課</p> <p>第2 外部監査の結果</p> <p>6 防災啓発・防災教育</p> <p>(8) 外部監査の結果</p> <p>イ 学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園の防災教育について</p> <p>(イ) 外部監査の結果及び意見</p> <p>① 法令、裁判例及び地域防災計画に従い、学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園が防災マニュアルを適切に作成しているか十分に確認・検証しているか、不備があれば適切な指導や是正を行っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブについて <p>市は、放課後児童クラブから定期的に防災マニュアルの提出を受け、放課後児童クラブの所属する小学校の防災マニュアルとの整合性が取れているか、当該放課後児童クラブの立地する地域の実情や在籍児童の実態を踏まえた内容となっているか確認検証し、不備があれば是正指導を行うべきである。特に、裁判例が挙げる避難場所、避難経路及び避難方法の記載、児童生徒</p>	<p>子ども育成課</p> <p>第2 外部監査の結果</p> <p>6 防災啓発・防災教育</p> <p>(8) 外部監査の結果</p> <p>イ 学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園の防災教育について</p> <p>(イ) 外部監査の結果及び意見</p> <p>① 法令、裁判例及び地域防災計画に従い、学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園が防災マニュアルを適切に作成しているか十分に確認・検証しているか、不備があれば適切な指導や是正を行っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブについて <p>「対応中」としていた児童引き渡し条件の決定や周知については、令和7年7月8日（火）に実施した「放課後児童支援員定例連絡会」において、危機管理マニュアルをテーマとした研修の一部として周知いたしました。</p>

<p>の引き渡し条件と周知方法について、放課後児童クラブの実情に応じた記載となっているか、放課後児童クラブからのヒアリングや臨検を通じて、より踏み込んだ確認・検証を行うべきである。</p>	
<p>子ども育成課 第2 外部監査の結果 6 防災啓発・防災教育 (8) 外部監査の結果 イ 学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園の防災教育について (イ) 外部監査の結果及び意見 ② 法令、例規、地域防災計画に従い、学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園が避難訓練を適切に行っているか十分に確認・検証しているか、不十分な点があれば適切な指導や是正を行っているか ・ 放課後児童クラブについて 　　避難訓練における防災マニュアルの活用方法、放課後児童クラブの所属する学校などの校舎・校庭外の避難場所への避難、近隣の学校などとの合同訓練及び地域と連携した避難訓練など、多種多様な避難訓練を定期的に実施するよう、徹底した指導を行うべきである。</p>	<p>子ども育成課 第2 外部監査の結果 6 防災啓発・防災教育 (8) 外部監査の結果 イ 学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園の防災教育について (イ) 外部監査の結果及び意見 ② 法令、例規、地域防災計画に従い、学校など、放課後児童クラブ及び保育園・幼稚園が避難訓練を適切に行っているか十分に確認・検証しているか、不十分な点があれば適切な指導や是正を行っているか ・ 放課後児童クラブについて 　　放課後児童クラブの避難訓練につきましては、年度中に2回以上実施するよう指導しており、実施の都度「実施報告書」が提出され内容等を確認しております。 　　立地条件により学校敷地外への避難が必要な放課後児童クラブについては、定められた場所への訓練等も実施しております。 　　また、「放課後支援員定例連絡会」において定期的に防災をテーマとした研修を実施しておりますが、令和6年10月22日(火)には火災発生時の対応につ</p>

いて、座学に加え新たに実技を取り入れております。

平日、学校敷地内での開設としているクラブがほとんどであることから、近隣の学校や地域との避難訓練の実現には実施場所や時間等の課題が多くございますが、令和8年度には各学校区の合同避難訓練等に支援員が参加するなど、地域との連携を含めた内容での避難訓練となるよう、指導してまいります。